

茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る

学識経験者の意見

令和2年度実施



## 1 学識経験者の意見について

茅ヶ崎市自治基本条例第30条第2項では、条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、市が条例の検証をする際に、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを定めています。

同条同項の規定に基づき、令和2年6月から7月までの間に5回、2名の学識経験者から、「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」、意見募集での市民の意見、市民アンケートで出された意見等や、条項ごとの関係課かいのヒアリングを踏まえて、意見をいただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面での意見聴取を中止し、その代替として、書面での意見聴取を実施しました。

意見をいただくために必要な資料を送付し、条例の検証に係る意見とともに、先進的な取組の紹介や専門分野からの意見をいただきました。

## 2 意見をいただいた学識経験者

関東学院大学 法学部 出石稔 教授（専門分野 行政法）

高崎経済大学 地域政策学部 岩崎忠 教授（専門分野 地方自治論、公共政策、行政学）

## 3 学識経験者へ送付した資料

「茅ヶ崎市自治基本条例」

「茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説 改訂版（令和2年4月）」

「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」

「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート集計結果 令和2年度実施」

「茅ヶ崎市自治基本条例Webアンケート集計結果 令和2年度実施」

『「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」に対する市民の皆様のご意見』

## 4 学識経験者の意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、自治を推進するための取組等、今後の方向性を検討するための資料として活用いたします。

## 5 茅ヶ崎市自治基本条例に係る学識経験者の総括意見

### 転換点を迎えている茅ヶ崎市の自治基本条例

関東学院大学法学部 出石 稔

はじめに

今回の自治基本条例の検証は、市長が代わって初めて実施されるものである。自治基本条例を現市長がどのように受け止め、市政が担われているか注目して検証に臨んだ。

なお、今回の検証は、凶らずも新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、市民との意見交換会は中止となり、本検証も書面を通じての実施にとどまった。検証資料から自治基本条例の運用状況を読み取るしかなく、また、学識経験者間の意見交換もできず、意見を付することが相当難しい検証となった。

そこであらかじめお断りするが、前述のとおり文面からしか判断できず、実情を直接うかがい知ることができないので、厳しい評価コメントとなってしまった感は否めない。また、誤解によるものがあるかもしれない。これらの点について市側が読み解くにあたって留意されたい。

#### 1 総論

全体的には自治基本条例の規定を踏まえた市政運営が担われていると評価できるが、取り組んでいる事実（アウトプット）が示されているものの、それによる成果、すなわち自治基本条例の効果（アウトカム）がどの程度上がっているかは不明な部分がかかなり多いと言わざるを得ない。その点が、一部市民の不満感に表れている根拠ではないか。なお、市民意見が市政にかなり批判的であるが、これらの意見が市民の多数のものなのかそうではないのかは、今回の方法では判別しえないので、参考にするのが困難であった。

また、これまで3回目の検証に携わった立場から、検証の仕方を抜本的に見直し、自治基本条例の必要性の検討を含め取り組む時期が到来しているように感じる。他の自治体でも見られるように、自治基本条例が形骸化し、各条が空文化したり、あるいは市政運営の隠れ蓑になっていたりするというおそれもある。

#### 2 個別的指摘事項

##### (1) 市民参加

検証資料とその後提出いただいた補足資料によると、市では第16条（市民参加）で規定する市民参加に公募市民が加わった審議会等での市民委員の発言は市民参加には該当しないと整理している。しかし、市の論拠である①審議会の設置目的、②委員の身分の整理との点はやや希薄であり、むしろ、担当課職員から聴き取った「審議会等を市民参加に位置付けることで他の委員との意見の取扱いの差が発生する恐れがある」との指摘が妥当と考える。他方で、この整理は、公募市民を登用することで市民参加を行っているとするアリバイ作りとして機能することも考えられる。市民公募委員が含まれる審議会等の運営には特段の留意をお願いしたい。

##### (2) 住民投票制度の在り方

第28条（住民投票）の規定のあり方について、「検討の中断」という政策判断はあり得るのか。条文上「別に条例を定めることにより」とされている以上、条例を制定しないということが常設型住民投票条例の検討の凍結を意味するのか、あるいは個別設置型の住民投票を想定しているという結論をいった

んは出すべきであり、10年間放置している状態は妥当ではない。市民の批判を招くかもしれないが、曖昧なままにせず、本規定の廃止も含め判断すべきである。

### (3) 危機管理

相次ぐ自然災害とそれへの危機管理対応といった市政運営に影響する重要な視点を新規規定として自治基本条例に取り込めないなら、茅ヶ崎市の自治基本条例の存在意義はどこにあるのだろうか。コロナ禍を好機と捉え、様々な分野で発想の転換を図り、従来不可能と考えられていた課題にも果敢に取り組んでいただきたい。自治基本条例はその礎ではないのだろうか。

## 3 一部市民意見について

市民アンケートが前回の検証の際よりアバウトになっていないか。行政には丁寧さが欠けている感がある。そのような対応から、一部市民の批判的となっているのは否めない。

他方で、出されている市民意見にはバイアスがかかっている、市政の悪い面しか見ていないように感じる。市民も行政の取組みをすべて否定的にみるのではなく、客観的に捉え、行政と建設的に議論し合う姿勢を持つことが大切ではないか。やみくもに対立姿勢で臨むことはいかがであるか。また、こうした市政を正そうとする市民の意識は高く評価すべきだが、サイレントマジョリティたる多数の市民に働きかけ、市民運動につなげることこそが肝要であり、独り行政への指摘に終始する姿勢は是としない。

おわりに

今回で30条に基づく検証が3度行われた。検証により自治基本条例に沿って行政運営がチェックされていること自体、自治基本条例の意義と言える。

一方で、この検証をいかに実質化するかも肝要である。確かに、自治基本条例が第2条に規定する位置付けを確保するためには、泰然としていることが大切である。他方、地域環境が大きく変革する中、本条例が全く手付かずの状態で見られることが、茅ヶ崎の自治の基本が満たされているといえるかどうか。安定して自治が担われているバックボーンであるとともに、新たな自治の重要事項を追加することは、臆することなく検討しなくてはならないと考える。逐条解説を適宜補正していることは評価できるが、この対応には限界がある。あえて指摘すれば、逐条解説への補記したことをもって条文を改正しない理由を立てることに腐心していないか。自治基本条例は、真の茅ヶ崎の自治をはぐくむ市民共有の財産として、不断の見直しと必要な改正を施すといった積極的姿勢を市には求めたい。

併せて、一部市民から指摘がなされているが、市民による検証も仕組みでも良いと考える。ただし、市民の検証は行政に対してだけではなく、市民自身の行動も自治基本条例を踏まえて真摯に振り返るべきである。この点は議会に対しても同様のことが言える。

社会が大きく変容し、市民意識が高まり、従来の行政の常識が打ち壊されつつある今日、施行されて10年を経過した茅ヶ崎市の自治基本条例は転換点を迎えているのではないかと。

## 時代の変化に対応した自治基本条例の運用の必要性

高崎経済大学地域政策学部 岩崎 忠

今回、茅ヶ崎市自治基本条例の検証に参加し意見を述べる機会を得た。感謝申し上げます。今回の検証作業は、新型コロナ感染症対策のため、職員との意見交換ができず、資料をみて質問を作成し、回答をいただくという形で実施されたため、会議形式に比べるとかなりの時間と作業を要したと思う。担当された職員には感謝申し上げます。

他自治体では、オンライン会議が実施される中で、茅ヶ崎市においても今後はオンライン会議が開催できるようになることを期待したい。

以下、このような状況の中で行われた今回の検証作業を通じての私の総括を述べることにしたい。

### 1 現行の自治基本条例の運用について

現行の自治基本条例の運用については、おおむねしっかりと運用できていると思うが、以下の点について制度運用の改善を図りたい。

まずは、市民との情報共有（第14条）については、市政情報コーナーにおいて、50音順、分野別、担当課別の3種類の目録を備えて探索しやすくしているほか、分野別に色分けしたファイルを作成しており、視覚的にもわかりやすく、市民との情報共有に工夫されている。また、利用者が困ったときに職員がすぐに対応できるような体制整備がなされている点も評価できるなど、現行の自治基本条例についてはかなりしっかりと運用できていると思う。

また、財政運営（第19条）の公表に見られる、1秒当たり9円ずつ増えていく「借金時計」のように、財政状況を視覚化させてわかりやすく情報提供していく取り組みについてはかなり評価できる点だと思う。今後一層の工夫がなされることを期待したい。

さらに、令和2年4月に、市民に対する説明する責務を全うするための「公文書等管理条例」が制定されるなど制度面が整備・充実される中で、令和3年4月の「公文書等管理条例」の施行に向けて、今後は、職員がそれらの制度をしっかりと受け止め実践できるように、研修等を行い、周知徹底が図られることを期待したい。

一方で、行政手続（第21条）の運用については、審査基準、審査基準、処分基準の設定率も2～3割程度と低く、標準処理期間の設定も8割程度であることを踏まえると、行政指導指針を含め、全庁レベルで行政手続制度が整備されるように徹底すべきである。また、政策法務（第17条）に関連して、日常の事務事業の進め方について、コンプライアンスの視点から点検する「行政リーガルドック」の導入についても検討すべきである。

### 2 情報化社会に対応した自治基本条例の運用の必要性について

市政に関する情報を知る権利、市政への参加する権利（第5条）は、特定の世代・市民だけの参加であってはならないと思う。情報化社会の到来に伴い、多様な市民との情報共有、市民の参加を保障するためにも、SNSを使った情報発信・意見交換・Web会議等の活用を積極的に検討されたい。また、議会においてもオンライン化を検討し、議会報告会・意見交換会もネットで積極的に行うべきである。さらに、あまり縁がないと思われてきたいAI化についても徐々に浸透してきている。情報保護・情報管理の視点からチェックを要するが、市民への情報提供の効率化が図られる点では、自治基本条例との関係では無視できないと思う。

また、今後いつ大災害が起きてもおかしくない今日、自治体業務は、災害救急業務、通常業務、復興業務の3つの業務を同時並行的に行わなければならない可能性がある。こうした災害時に備えて、日ごろから遠隔自治体との間で交流をとり、連携することは非常時の連携をスムーズに行うためにも重要である。さらに、遠隔地でも業務ができるリモート型の業務執行体制を構築しておく必要はあるのではないかと思う。

最後に、自治体業務で大切なのは、多様な市民の意見を反映し、いつ何時でも業務を継続させていくことである。それには情報化という視点から今後茅ヶ崎市自治基本条例を見直す必要があるのではないかと思った。

## 6 茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る学識経験者の条文ごとの意見

### 前文・総則第1条～第4条

施行状況（取組状況）について
<p>○前文、目的（1条）、基本理念（4条）を検証するのは、目的評価に当たり、具体的には個別条項の施行状況内容評価・運用評価の観点から評価することとしたい。ただし、市民アンケートの自治基本条例の市民認識度がかなり低いことは、全文、目的、基本理念が市民に響いていない証左であり、加えて、4年前のアンケートより大幅に低下していることも重く受け止めるべきである。茅ヶ崎市における自治基本条例の存続にもかかわる問題との認識が必要である。</p> <p>○前文は条例制定の趣旨や理念を述べたものであり、具体的な取組状況を定めたものでないので、施行状況（取組状況）に対する意見は個別条項中で述べることとする。</p> <p>○第1条から第4条までは総則規定であり、条例全体に通ずる基本的事項を定めたものであり、具体的な取組状況を定めたものでないので、施行状況（取組状況）に対する意見は個別条項中で述べることとする。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○改正を要するだけの事情があるとは考えられない。逐条解説は、市民の意識啓発の必要性を追記することも考えられる。</p> <p>○第3条「定義」について、特に改正する必要はないと思われるが、市の個別条例における「市民」の定義との整合性や運用上の整理を確認する必要がある。</p> <p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

### 第5条 市民の権利・第6条 市民の責務

施行状況（取組状況）について
<p>&lt;第5条 市民の権利&gt;</p> <p>○目まぐるしく変革する社会経済情勢や、多発する自然災害、さらには現下の新型コロナウイルス感染症の蔓延といった市民生活に大きな影響を及ぼす新たな事態に対し、市の取り組みの市民への情報提供や市民参加が図られる必要がある。これは市民が自らの命を守るためにも不可欠な権利であるので、市は本条の前提となる正確かつ適切な情報提供を行うことが必須である。そして、本条例の個別条項や他の条例の運用状況を踏まえつつ、新たな条例制定など必要な政策を的確に実施する必要がある。</p> <p>○市政に関する情報を知る権利を保障することや、市政への市民の参加を保障することは、特定の世代・市民だけであってはならないと思います。情報化社会の到来に伴い、多様な市民の参加を保障するためにも、SNSを使った情報発信・意見交換・TV会議等の活用を積極的に検討されたい。また、広報紙の配布は、市民への貴重な情報提供手段なので、自治会経由だけでなく、市役所や支所での直接交付に加え、民間委託、SNSによる情報提供の検討を行うべきである。</p> <p>&lt;第6条 市民の責務&gt;</p> <p>○市民の責務に付した事情については、市民には一定の責務も発生するものとする。市民は行政に甘えるだけではなく、自らが責任ある活動をする必要があり、そのために必要なことであれば、市は市民に対してひるむことなく行使すべきである。</p> <p>○施行状況において特に問題ない。</p>
条文又は逐条解説について
<p>&lt;第5条 市民の権利&gt;</p> <p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p> <p>○条文を改正する必要はないと考える。一方、逐条解説は、情報公開のみならず、SNSを使った情報発信、意見交換など、積極的に情報提供についても行っていくべき旨を明記すべきであると思う。</p>



＜第6条 市民の責務＞

○条文の改正の必要はないと考える。逐条解説については、災害時に市民が自らの責任と判断で行動すること、それを市が支えることを加えてはどうか。○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

## 第7条 事業者の責務

### 施行状況（取組状況）について

○市民の責務と同様に、事業者に対しても災害時の対応などについて責任を持った行動をとることが必要であり、市も事業者に一定の支援をしつつ、協力などを強く働き掛けるべきである。  
○企業の社会的責任（CSR）の具体的な取り組み、市として積極的に評価し、支援をすべきである。

### 条文又は逐条解説について

○本条は事業者の責務として、地域社会との調和を図りつつ事業活動を行うよう努めることを定めているが、事業者の責務に対する行政側の関わりについては規定されていない。事業者の行う事業活動と地域社会との調和を図るための施策に関する規定を新たに加えることが考えられる。  
○条文を改正する必要はないと考える。但し、責務を果たしている事業者を評価することで自治基本条例の運用が推進されるものと思う。従って、逐条解説には、事業者が責務を果たせるように市として積極的に支援する点を明記すべきである。

## 第8条 議会の責務・第9条 議員の責務

### 施行状況（取組状況）について

#### ＜第8条 議会の責務＞

○市民からの意見を踏まえると、議会報告会の実質化を図ることが課題と考える。その他議会及び議員の責務は適切に果たされているものと思料する。  
○執行部との関係もあるが、議会のオンライン化について検討したほうがいいのではないか。また、議会報告会・意見交換会もネットでも積極的に行うべきではないか。

#### ＜第9条 議員の責務＞

○第8条と同じ  
○議員には、政策立案能力向上に向けてさらに努力をされたいと思うし、事務局には議員の政策立案向上に向けた支援を積極的に行うべきであろう。

### 条文又は逐条解説について

#### ＜第8条 議会の責務＞

○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。  
○条文を改正する必要はないと考える。逐条解説には、議会のオンライン化への取り組み、議会報告会・意見交換会のネット開催などの検討を明記すべきではないか。

#### ＜第9条 議員の責務＞

○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

## 第10条 市長の責務

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○前回検証から市長が交代したことから、現市長が本条を踏まえた市政運営がなされているかを確認する必要があるが、検証資料を職員が作成している構造上難しい。市民から厳しい意見もあるので、市長に自治基本条例について再認識していただく必要があるのではないか。 ○市長は、市民との対話を充実させるだけでなく、若手職員など様々な層の職員との対話を行うことで、指示の徹底が図られるだけでなく、組織の活性化につながるのではないのでしょうか。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

## 第11条 職員の責務

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○検証資料では取り組んできた事実は記載されているが、取組により本条の効果がどの程度達成できているかの検証をしないと、市民からの職員への不満は解消しないのではないかと。この点、実施された市民アンケートでは読み取れない。 ○職員の自己啓発を支援する就学部分休業を取得する者が少ない状況を鑑み、就学部分休業を取得しやすい職場環境の改善を検討していただきたい。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

## 第12条 市政運営の基本原則

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○重要な規定であるが、自治基本条例の構造上この条を評価することは不能。 ○本条は、茅ヶ崎市における市政に共通する基本的原則を規定している。これらの原則は13条14条16条で具体化されているので、それぞれの条項の中で意見を述べることにする。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

## 第13条 説明責任

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。 なお、パブリックコメントの実施について、市では「条例又は政策等の案」を公表しているとあるが、市民意見で指摘されている「考え方」というのが政策等の案の概要程度であれば、パブリックコメントとしては不適切であるので、確認の上、運用を見直しされたい。 ○市民に対する説明する責務を全うするための「公文書等管理条例」が制定されるなど制度面が整備・充実される中で、職員が制度をしっかり受け止め実践できるように、研修等を行い、周知徹底が図られたい。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。 ○条文を改正する必要はないと考える。逐条解説については「公文書等管理条例」を令和2年4月に制定したことを踏まえ、説明責任を果たす制度を充実した点を盛り込んだほうがいいのかと思う。例えば、令和3年4月に公文書等管理条例が施行されると、テープ起こしの資料も行政文書として情報公開の対象になるなど。

## 第14条 情報共有

<b>施行状況（取組状況）について</b>
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。なお、前条と本条は、市の政策に批判的な市民や特定案件で利害を有する市民などからすると十分に取組んでいないとの指摘がなされることが十分想定される。現に今回提出されている市民意見も同様である。市はすべての市民が満足できる対応をすることは不可能なので、最大多数の幸福を視野に本条の目的を達成するよう極力務めるとともに、こうした市民の批判に対しても丁寧に説明することが肝要である。加えて、ここで意見として出すべきことではないかもしれないが、市民も行政の取組みをすべて否定的にみるのではなく、客観的に捉え、行政と建設的に議論しあう姿勢を持つことが大切ではないか。やみくもに対立姿勢で臨むことはいかがかを感じる。</p> <p>○市政情報コーナーにおいて、50音順、分野別、担当課別の3種類の目録を備えて探索しやすくしているほか、分野別に色分けしたファイルを作成しており、視覚的にもわかりやすく、市民との情報共有に工夫されている。また、利用者が困ったときに職員がすぐに対応できるような体制整備がなされている点も評価できる。</p>
<b>条文又は逐条解説について</b>
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

## 第15条 情報の管理等

<b>施行状況（取組状況）について</b>
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。</p> <p>○市が情報管理している場合だけでなく、民間企業者が市の情報を管理している場合も含め、情報漏えいがないように職員に周知徹底するとともに民間事業者への指導も徹底されたい。</p>
<b>条文又は逐条解説について</b>
<p>○条文の改正をする必要はないが、逐条解説に公文書管理条例の施行や行政文書の保存に関する基本事項を記載してはいかがか。</p> <p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

## 第16条 市民参加

<b>施行状況（取組状況）について</b>
<p>○市民アンケート結果では、市が市民の意見を尊重していないとする割合が前回よりさらに増え半数を超えている。市の姿勢について危惧を抱かざるを得ない。全部課・全職員の市民参加への認識を今一歩高める必要があるのではないか。</p> <p>附属機関への公募委員の参加の市民参加の考え方については、総括を参照のこと。</p> <p>○市民参加を周知するためのツールとしてSNSは活用しているようであるが、市民から意見を聴取する手段はSNSを活用していないようである。市の対応体制など課題はあるが、意見を聴取する場合のSNSの活用についても今後前向きに検討して欲しい。</p>
<b>条文又は逐条解説について</b>
<p>○条文の改正をする必要はない。逐条解説については、私と市の見解が異なるので、コメント不能。</p> <p>○条文を改正する必要はないと考える。逐条解説については、市民参加手法として①意見を聴取する、②意見交換する、③政策を提案するといった段階に分けることができるので、逐条の51頁以降の市民参加手法もこの分類に沿って整理したほうが良いと思います。</p>

## 第17条 政策法務等

<b>施行状況（取組状況）について</b>
<p>○3項の体系的整備が終了したとの評価であるが、本項は、社会経済情勢が大きく変化する中、行政運営も変容しつつあるので、必要に応じた条例整備が常に必要であることから、自治基本条例を踏まえつつ条例等の整備をすることを求めているものと解する。普段の取り組みを継続すべきではないか。</p> <p>○外部環境の変化等に対応して、条例などの例規の見直しは行っていくべきであり、平成27年度から29年度にかけて実施したことは評価できる。今後は、こうした見直し・点検について、継続して実施できるように条例など制度に位置付けてしてほしい。また、日常の事務事業の進め方について、コンプライアンスの視点から点検する行政リーガルドックの導入についても検討して欲しい。</p>
<b>条文又は逐条解説について</b>
<p>○条文の改正をする必要はない。逐条解説については、上記アを認識するよう記載してはいかがか。</p> <p>○条文を改正する必要はないと考える。逐条解説については、1項の「適切に制定し、又は改廃しなければならない」という点に関連して、3年ごとに見直し・点検を行う旨を記述することを検討してほしい。</p>

## 第18条 総合計画等

<b>施行状況（取組状況）について</b>
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。</p> <p>○計画に対する取り組み状況や今後の方向性を示す市民との意見交換会を実施しているようだが、市民懇談会での参加者が限定的であることや、幅広い層の市民に参加してもらうために、今後はSNSやWeb会議等、様々な意見交換の場を確保してほしい。</p>
<b>条文又は逐条解説について</b>
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

## 第19条 財政運営等

<b>施行状況（取組状況）について</b>
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。</p> <p>○財政状況のわかりやすい公表とは、予算編成の結果をわかりやすく公表することはもちろんですが、大阪府のように、主任査定、財政課長調整、知事査定などそれぞれの段階での予算編成過程をできるだけ透明化させることも大切だと思います。また、1秒当たり9円増えていく「借金時計」のように、財政状況を視覚化させてわかりやすく情報提供してくようにさらに工夫されたい。</p>
<b>条文又は逐条解説について</b>
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

## 第20条 行政評価

<b>施行状況（取組状況）について</b>
<p>○検証資料で改善すべき点や課題に掲げている事業の取捨選択や予算編成に結実する実効性の高い行政評価の仕組みと運用を追及されたい。</p> <p>○行政評価の項目として協働性については、常に念頭に置くべき事項である「政策の共通認識」の一つであることから、「協働・市民参画が推進されるか」「市民相互の協働を促進するか」などの視点から実際に検討を行っていることを鑑み、茅ヶ崎市として行政評価の項目として「協働性」をもっと強調（アピール）したほうがいいのではないかと思う。</p>
<b>条文又は逐条解説について</b>
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p> <p>○条文については、改正する必要がないと考える。逐条解説については、【趣旨】【説明】のところで必要性、効率性、有効性に加え、市としての「政策共通認識」である「協働性」を追加記載すべきではないか。</p>

## 第21条 行政手続

<b>施行状況（取組状況）について</b>
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組がなされているものと思料される。なお、行政手続制度は許認可等の担当部署での認識が必ずしも高くない自治体が多い。常に適正な行政手続を念頭に置き、個々の処分等に当たることと、新規法令等が制定され、市長の処分等が新設された場合には、適切に審査基準等を設定するようなチェック体制を整えられたい。</p> <p>○審査基準、処分基準の設定率も2～3割程度と低く、標準処理期間の設定も8割程度であることを踏まえ、行政指導指針を含め、全庁レベルで行政手続制度が整備されるように徹底すべきである。さらに、行政事務の運用の仕方を含め、いわゆる「行政リーガルドック」を行う必要があると考えますので、その実施に向けた検討を行って欲しい。</p>
<b>条文又は逐条解説について</b>
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

## 第22条 苦情等への対応

<b>施行状況（取組状況）について</b>
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。</p> <p>○苦情には様々なものがあり、職員の対応が適切でないため苦情になるケースや、法制度上住民の方が満足していけないで苦情になるケースがあると思う。前者については職員の市民対応として研修を行い業務改善で対応できるが、後者については制度の見直しが可能であれば対応できるが、法制度が改正できない場合は、苦情対応ができないことになる。このように苦情に対して対応できる場合とできない場合があることや苦情があまりにも感情的な内容などいろいろあることを市民にオープンにすることは大切だと思う。また、苦情対応を職員個人の問題としてとらえるのではなく、組織の問題として対応するという意味でも苦情などに対する対応状況をオープンにすることは重要である。</p>
<b>条文又は逐条解説について</b>
<p>○条文の改正をする必要はない。逐条解説については、行政手続法（行政手続条例）に基づく処分の求め並びに行政指導の求め及び行政指導の中止の求めが本条の苦情等への対応にもあたると考えられるので、職員が正しく認識するためにも、これらの規定への対応を明記したほうが良いのではないか。</p> <p>○条文及び逐条解説については、改正する必要はないと考える。</p>



## 第23条 監査

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。 ○監査結果について、具体的な事例を記載し、かなり平易な文章で公表するなどわかりやすい公表がなされているので。施行状況に特に問題ないものとする。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○この条項のみを改正する必要は無いと考えるが、他の条項について自治基本条例を改正する必要がある場合には、併せて本条第2項について、監査の結果を「速やかにかつ分かりやすく」、「公表するようにしなければならない」と改正することを検討してはどうか。 ○条文及び逐条解説については、改正する必要はないと考える。

## 第24条 職員通報

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。 ○茅ヶ崎市職員通報の手引き（平成30年3月）が策定されたことは評価できるが、事例数が少ないことなど、その内容が十分でない点を踏まえ、今後、1年ごとに更新がなされることを期待する。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

## 第25条 コミュニティ

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。 ○地域コミュニティから出される事業提案件数は、平成29年度から令和元年度まで11～13件程度で推移していることを踏まえ、今後、更に多くの事業提案されるためには何が必要か、コミュニティが事業提案しやすい環境づくりについて検討してほしい。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

## 第26条 協働

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○検証資料を見る限り、貴市では市民協働が停滞していると思われる。その原因を探り、本条に則りつつ、身の丈に合った市民協働を地道に進めることが望ましい。 ○平成19年度から市民活動団体等と協力して市が実施してきた公共事業が令和3年度に実施されなくなることは残念であるが、事業協力や共催など多様な方法により、市民活動団体と市のマッチングを充実させた制度が構築されることを期待したい。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。 ○第16条の市民参加、第25条のコミュニティのように、協働の定義を本条に明記することも考えられる。

## 第27条 市民活動の推進

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。なお、本条については、市民の意見は妥当と考える。市民活動の支援に当たり、留意されたい。 ○施行状況において特に問題ないと思います。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文の改正は必要ないとする。逐条解説については、「施行状況（取組状況）について」への記述を踏まえた、「支援の趣旨」を追記してはいかかか。 ○条文及び逐条解説については、改正する必要はないとする。

## 第28条 住民投票

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○検証資料で述べられている「検討の中断」は本条にどのような影響を及ぼすのか。私は本条は凍結されているという認識であるが、条文には「別に条例を定めることにより」と規定されているので、現時点では常設型がない以上、本条の効果としては個別設置型と解釈せざるを得ないのではないのか。判断を10年間留保し、かつ検討を中断するというのは、行政あるいは議会の不作為と指摘されてもやむを得ないとする。私としては、一旦は「個別設置型」しか対応できないことを明確に示し、将来的な展望として常設型を検討することもありうる程度の姿勢を出すことが市の責任として必要とする。あるいは、個別設置型は自治基本条例による必要はないので、本条はこの際削除することも選択肢とする。 ○住民投票については、十分な議論を行ったうえで実施する必要があると思いますので、「争点を明らかにして、住民がその争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない」と規定しているが、必要な情報提供だけでいいのか、疑問である。十分な議論の場の設定についても重要ではないか。 平成26年度に住民投票制度検討委員会から答申が出ているようだが、慎重に検討を進めるべきであると思います。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文については、廃止も視野に真摯に検討すべきとする。逐条解説については、常設型、個別設置型の判断ができず、条文を凍結していると明記すべきである（補記でもよい）。 ○条文及び逐条解説を改正する必要はないとする。

## 第29条 国等の連携協力

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。なお、広域連携については今後その必要性が増すことが明らかである。市民の意見ももっともなところがあるので、連携の取組みを見える化されたい。 ○人口減少化時代の自治体運営には、フルセット型の行政を用意することは困難な場合もあるので、隣接自治体との連携協力は重要である。また、いつ災害が起きるかわからない今日、遠隔自治体との連携を平時からとることで、災害時における支援が円滑に行われる可能性が高い。こうした自治体間の連携のみならず、国、企業との連携強化に向けて、今後さらに推進されたい。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○条文及び逐条解説を改正する必要はないとする。

### 第30条 条例の検証等

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策の影響から、市民との意見交換ができなかったことは残念至極である。これに代わる措置としてアンケートや市民意見の提出があると思われるが、市民が実質的に検証に加われるような対応が次回以降求められる。また、学識経験者の意見については、総括でも述べているが、前回出された意見に対して形式的な検討にとどまり、意見を踏まえた措置を講じないことを前提としているとも誤解を与えるような検証での記述がある。検証の実質化、効果の発言についてどう考えているか疑問である。
○条例の検証は、業務負担を増やさずに、資料を簡素化して行うべきである。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○本条は、検証自体への市民参加が認められていない。学識経験者の意見と同列に市民意見を位置付けるべきであると考えます。
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

### 新設規定

<b>施行状況（取組状況）について</b>
○平成24年度の検証で「危機管理」の規定については、「災害対策基本法及び市地域防災計画に基づき防災対策を推進する」という理由から規定の新設が見送られた。しかしながら、自治基本条例中、第14条(情報共有)、第16条(市民参加)、第21条(行政手続)、第23条(監査)などに規定する事項が法令や条例に基づき実施されていることから、「危機管理」を自治基本条例に位置づけないのはこれらとの平仄が取れておらず、理由にならない。改めて、自治基本条例と「危機管理」、「防災」との考え方をしっかりと整理する必要がある。検証資料では、①自治の基本理念として4条3号に規定しているものと同様の趣旨としているが、同号は抽象的な記述にとどまっていることに加え、この文脈で言うと同条2号で参加が掲げられているが、別途16条に市民参加の手続が書かれているのとどう整合性を説明するのか。また、②防災や災害時の対応などについては、市民等に十分に理解されていると説明するが、それがなぜ、「危機管理」を規定として設ける必要がないか、説明になっていない。
今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延では顕著であるが、ここ数年の夏の災害級の猛暑、毎年発令される大雨特別警報などの状況を見ても、危機管理は極めて重要になっており、自治基本条例に総論的規定を置くか、それができないのであれば、危機管理を除く規定（つまり自治基本条例は平時のみの茅ヶ崎市の自治の基本を定めるものとする規定）を置く必要があると強く感じている。なぜ、この規定が置けないのか、例えば規定が悪用される恐れがあるなどのもっと説得力のある説明を求める。
○「危機管理」の規定は、災害に対して、行政だけではなく市民と協働して対応していかなければならない点を踏まえ、第6章の市民の公益活動と連携し、市の姿勢を示すうえでも、条項として盛り込むべきではないかと思う。
「子どもの権利」は、子ども以外にも社会的弱者が存在することを踏まえ、子供に特化して規定することの是非について検討する必要がある。
<b>条文又は逐条解説について</b>
○危機管理条例及び子どもの権利条項を新設すべき。
○条文及び逐条解説に危機管理の規定及び内容を追加。